

- ① 事業運営規定
- ② 組合員名簿
- ③ 供給先事業所台帳
- ④ 運営収支に関する帳簿
- ⑤ 供給申込受付簿
- ⑥ 組合員等供給就労簿
- ⑦ その他事業を運営していくために必要な帳簿書類

第3章 運営と管理

(運営)

第6条 職業安定法に定められた労供事業に関する事項を遵守し、行政庁の指示及び所轄の公共職業安定所の指導の下に適切な業務運営を行う。

(供給手続)

第7条 組合員の供給は労働者供給に関する基本契約に基づいて行うものとする。供給を受ける会社と組合が基本契約を締結した時をもって供給契約が成立したものとし、基本契約締結後でなければ組合員の供給は行わない。

(登録できる組合員の範囲)

第8条 登録できる組合員は、Km労働組合の組合員であつて国際自動車株式会社とその関連会社で満60歳以降に退職した乗務員とし、健康状態・技能・サービス等支障のない者とする。

(供給期間)

第9条 労供組合員の供給期間は1年以内とし、以後契約更新をしたときは、満65歳に達した当該月の供給先賃金締切日

までとする。

但し、供給先からの要請による延長については執行委員会の判断とする。

(供給方法)

第10条 供給契約人員を充足しない場合であっても、組合員以外の供給は行わない。

第11条 供給先事業所及び使用者の実態について常に把握に努め、違法に労働者を使用しようとする会社に対しては、組合員の供給は行わない。

(供給先の範囲及び連絡方法)

第12条 供給先の範囲は許可された地域・職種とする。

第13条 供給先及び供給対象組合員との連絡方法は、電話・郵便、または訪問等による。

第4章 資格・喪失及び組合費

(加入手続)

第14条 労供事業に加入するときは、所定の加入申込書にて労供事業部に申請する。

(資格)

第15条 前条の手続を行い、労供事業部を経て執行委員会が認めたときからその資格が生じる。

(組合費)

第16条 組合費は、1か月2,000円とする。